

平成29年度第3回文化財保護審議会議事録

日時 平成29年8月30日(火)午後2時
場所 府中駅北第2庁舎2階会議室
出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、副島委員、中村委員、馬場委員、
福嶋委員、以上7名
事務局 江口課長、渡辺課長補佐、吉川事務職員

1 審議事項

会長 それでは、審議事項について事務局の方から説明をお願いします。

審議事項「府中市指定文化財指定の指針について(答申)(案)」

事務局 それでは審議事項、「府中市指定文化財指定の指針について(答申)(案)」について、ご説明をさせていただきます。

前回の審議会におきまして、先生方より頂いた意見を基に、答申案の修正を行いました。答申案の追記、修正部分は赤字にさせていただきますので、それを別紙の形で、先生方のご意見を反映した部分を取りまとめたものを作っておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。資料の方は事前にお送りさせていただきましたが、改めてお手元にもお配りしておりますので、ご確認ください。

まず表紙のところですが、冊子の11ページ以降の別紙参考資料にありますように、本市の文化財の指定につきましては、まず登録をしたうえで、その中で市にとって重要なものについて指定等をするということになっておりましたので、その点ご意見を頂きまして今回タイトルを「府中市文化財登録、指定等に関する指針」に改めさせていただきます。

ページをめくっていただきまして1ページ「はじめに」のところも、タイトルと同様に修正をさせていただきました。

続いて2ページの「1.文化財をめぐる国、東京都、府中市の状況」ですが、(1)で国の状況を整理して、(2)で東京都の状況、また(3)で

府中市の文化財をめぐる状況を整理させていただいたものでございます。

今回の登録指定等の指針ですが、あくまでいかに文化財をきちんと保存をして活用していくかという部分の指針ですので、特にその点を強調して、明記をさせていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして3ページのところまでは修正がございません。タイトル部分に合わせた修正のみとなります。

ページをめくっていただきまして4ページの(1)の件数のところですが、その中で今回赤字のように、あり方については、広く求められてきたところを特徴として列挙させていただきました。その中では大國魂神社や高安寺、熊野神社の社寺が所蔵する文化財を文化財群としてとらえ、というところを追記をさせていただきました。

(2)の種別と(3)の市の基準のところはタイトルのところと合わせています。

「3.文化財の種類」ですが、(1)の文化財の種類のところは、アとして有形文化財、(ア)として市基準の規定という形で整理をさせていただきました。この整理が、次の5ページ、以下文化財の種別ごとに(イ)が無形文化財、(ウ)が無形民俗文化財、(エ)が有形民俗文化財、(オ)が史跡、(カ)が旧跡、(キ)名勝、(ク)が天然記念物として整備をしていくものであります。

6ページ(2)文化財の種類と特徴のところですが、ここについてはタイトルの修正のみになります。

ページをめくっていただきまして7ページの「4.文化財の登録、指定等の基準のあり方について」のところですが、まずは「(2)各時代の特色」というところで、前回は考古資料に限って記載しておりましたので、今回は近現代までの史資料という形で併記をさせていただきまして、様々な時代の時期に偏りがないように、また「古文書群のように一つの文化財が複数の時代にまたがっている場合もあるので、適切な評価を行い」という形の追記をさせていただいております。

7ページの「4.文化財の登録、指定等の基準のあり方について」のところからが今回の中身の部分に入ります。

「(1)文化財群・一括性」というところでまずは各時代のなかで、「単品と

しての評価を基本としつつ、文化財群としての価値あるいは歴史的文化的関連した種類の異なる文化財群について、一括としての価値を視点に入れて総合的に評価すること」という記載をしております。

続きまして(2)では「各時代の特色」として、前回は考古資料のみでしたが、今回は、「各時代の文化財の評価を行う場合は現在に至る文化財の時代的な特徴を系統的に示していけるよう登録、指定等を進めていくこと」とし、「本市では、旧石器時代から近・現代までの史資料が保存されているので、様々な時代の時期に偏りがないように、また、古文書群のように一つの文化財が複数の時代にまたがっている場合もあるので、基準適用の際に適切な評価を行い、登録、指定等に取り組むこと」と追記をさせていただきました。

続きまして「(3)地域の特色」として、前回は黒塗りの部分のみの表記でしたが、「地域的な特徴については、市内に限らず、多摩地域など周辺地域も含めた評価が重要なので、近隣市や東京都とも連携しながら、文化財の地域的な特徴を評価できるよう、広い視野を持った調査、研究を行っていくこと」という旨を追記させていただいております。

続きまして「(4)公開・活用」はここにある記載のとおりです。

続きまして「5 文化財の管理・修理のありかたについて」は、タイトルを修正したことと、前回、解除に関する記載が無いというご意見を受け、赤字の部分ですが、その価値を失った場合の解除については、「文化財がその単体としての価値を失っても、文化財群として捉え直すことも考えられるので、登録等の解除については、慎重に対応すること」という旨の記載の追記をしています。

次の「6 .文化財の保存と活用のあり方について」ですが、「(1)調査・保存・活用の循環」については、特に変更はありません。

「(2)所有者・地域住民との協働」というところをご意見を頂きましたので、その部分の追記をさせていただいております。所有者と地域住民と協働で、文化財の保存・活用をするということ。これについては、委員さんからも熊野神社古墳の保存会の取組と府中市史談会について明記すべきだというご意見をいただきましたので、まずは保存会について記載をいたしました。続く9ページになりますが、府中市史談会について、そして市史編さんについても記載をすべきというご意見をいただきましたので、それぞれの記載をしながら、市民との協働の取組みという部分を追記いたしました。また、伝統行事などに

ついても触れるべきだというご意見をいただきましたので、遺跡の発掘体験や伝統行事についても、地域との協働が肝要であるという追記をさせていただいております。

最後に「7 .」を「その他」と記述していたのですが、そこは「今後の課題」とすべきというご意見をいただきましたので、「(1)として当面の課題」といたしまして、幅広い登録を促進していくこと。これは委員さんからご意見をいただきましたので、その旨を追記させていただいております、

それから改めて(2)で「府中市史編さん事業との連携と将来展望」というところを追記させていただきました。

最後に、10ページになりますが、将来展望を書くべきというご意見をいただきましたので、「歴史と伝統あるまち・府中市の文化財の保存と活用～点から線へ、面としてのひろがりへ～」ということで、個々の文化財を点として保存活用し、それらを線で結び、ネットワーク化していくこと。また以前は文化施設を個々に記載をしていましたが、それをまとめまして、ネットワーク化の中で文化施設との連携が重要だということを書かせていただくとともに、最後に周辺地域との一体的な連携という点も重要であるということに触れて、視野を広げながら歴史と伝統のある街・府中市とするように取り組むことが求められているということで、直させていただいたところでございます。

改めて申しあげさせていただきますが、本日ご審議いただき、最終的に猿渡副会長と田中会長にご確認いただいて、来月、教育長にこの答申を提出いただきたいと考えております。

この間、文化財をいかに残していくかという点を中心に、どのように新しい文化財の指定をしていくかという点もご議論いただいてまいりました。ただし、前回は先生方にご意見いただいたように、本来は、できれば、例えば御殿地の国史跡の武蔵国府跡の大規模整備にあたって、先生方から様々ご意見をいただいて進めてきたわけでございますので、それを諮問して答申をいただくことが必要だったとも考えております。

また、来月の教育委員会で併せて今後2年間の任期を先生方に継続してお願いしようと思っております。決定後、新しい任期での第1回審議会を開催したいと思っております。先般田中会長とご相談させていただいたのですが、今後の新しい2年間については、一つ大きな柱として諮問をさせていただいて、新しい文化財の指定等の諮問が出てきたら、それは個別に諮問答申をいただく

ことが一番良いのではないかと考えております。さらに、今後の2年間については、以前10年前に府中市の文化財保存活用計画を策定するために審議会でもご意見をいただき始めたところでしたが、熊野神社古墳や、国司館が見つかり、府中市全体の文化財保存活用計画の策定が中断した経緯がございます。そこで、文化財の保存活用計画を今後の2年間で策定するというのは難しいと思いますので、その前段に当たっての基本的な考え方を本審議会に答申をいただくことを諮問させていただくことを予定しております。

今現在の市史編さん事業の中でも歴史的文化的な新しい資料というのも見つかり始めていますので、それらについても整理しながら、新しい文化財の新指定等の諮問が出てきたときは、個別に審議会にお願いするというスタイルをとらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

今回に関しては、このような形で教育委員会に提出ということにします。次回以降が問題といえれば問題ですが。

仮に、御殿地跡の活用の方針に関して、いただいた意見をどのように反映しているのかというのが、はっきりしないところがあります。ただ聞き置くということで終わっている感じがしないでもないで、それをどうにかまとめて、形にしておく必要があるのかなと思います。その都度報告事項だけで終わって、かなり厳しい意見もありましたよね。そのようなことをどのように審議会としての要望にまとめていく必要があるのかなと思っています。とりあえず今回に関しては、大括りといいますか、登録・指定に関する指針ということでまとめて、次回はもっと具体的な、例えば活用なら「活用の指針」という形でまとめる。埋蔵文化財なら埋蔵文化財に絞ってやるとか、何かそのようなテーマを2年間通してやるものと、発掘されたものを登録しなければならないときには、登録の答申用の文章を作成するという。

市と教育委員会で審議会があると思うのですが、それらを横並びに並べて、文化財保護審議会とほかのスポーツなどの審議会と審議のやり方が違って問題はないかもしれませんが、今の説明は良くわかりました。

審議会になってからもう10年経ちますか。

事務局 条例改正してから10年経ちます。

会長 おそらくそれ以前は文化財専門委員会という言い方で、文化財に関しては他の審議会と別の形をとっていたのにも意味があったのかもしれませんがね。

毎回文化財に関するの答申を出す必要は無いという形が染み付いていたのかもかもしれません。それが他市のように横並びの審議会という形に変わり、内容は変わっていないのに外見を見ると、なぜこの審議会だけ任期満了なのに答申が無いのかということになったのかもかもしれません。

それでは内容に入りたいと思います。委員の皆さんからご意見等お願いいたします。

副島 ご説明いただいてよくわかりました。ひとつだけ確認した方が良いのではないかと思ったのは、先ほどからの事務局からの話、会長の話を伺っていると、審議会というのは何か議案を設立したり問題点を提起したりする面も確かにあります。しかし、審議会は諮問に対する答申を第一とするものであり、諮問が無ければ答申のしようがありません。私が委員を務めている他の自治体の審議会においては、毎年ひとつは指定をすとか、毎年ひとつは登録物件をかけるということを一種のノルマとし、当局がそれを提示されるという流れをやらないといけません。府中市の場合はたくさんの案件の蓄積があるので、いま一段落終わっているということになるのかもかもしれませんが、やはり、まだまだ登録・指定対象の物があるように思えます。定期的にするといったらおかしいですが、最初のところで微妙な違和感を覚えました。審議会としてできるだけの協力をするというのは審議会委員として当然ですが、諮問という働きかけがあって、それに対して答申をしていくというのが大事なところであり、諮問については当局の方で案を作成して、「このようなことをしたい」ということを言うだけであれば良いのではないかと思います。

それから、全ての文章が「登録・指定等」となっておりますが、この「等」というのは、「選定」が入っているからそれを省略して、ということでしょうか。「選定」という言葉がこの文章中で最後にならないと出てきませんので、最初の文章くらいに「登録・指定・選定の指針について」というように書いた方がわかりやすいのではと思いました。

会長 最初の見出しから「等」ですよ。

副島 それから、6ページ下から6行目のところですが、確かに成果を踏まえれば指定対象の文化財が数多く保存されていることになるのでしようが、指定にするかしないかは諮問してから答申しなければならないので、「指定の可能性はある」のような言葉にせず「指定対象の文化財は保存されている」と書いてしまうと、「なぜ指定しないの?」ということになってしまうので、その

文章は直した方がいいのかなと思いました。

あと、10ページの最後のところで、「伝統のあるまち・府中市」という部分の中黒は無くてもよいと思います。

数点、気づいたところだけ述べさせていただきました。

事務局 まさにそのとおりでして、従来どうしても大規模事業を優先してやってきました。ただやはり、登録・指定等の一覧表を見ると、この2年間全く登録・指定等が無かったということです。その点は今後の事務局側の体制も含めて私の方で十分検討して、諮問をしていくことをきちんと考えていかなければならないと思っております。今仰っていただいたことは本当に事務局側で反省すべき事と考えております。

それから、タイトルのところは、おっしゃるとおり11ページの基準の部分ではきちんと「選定」が書いておりますので、タイトルのところも11ページの基準の部分のタイトルどおり「府中市文化財の登録、指定及び選定等に関する指針について」とさせていただいた方がよろしいかと思うので、それ以外の部分も含めまして、ご指摘いただいた部分は修正させていただきます。

中村 今の点で、「登録・指定等」の「等」というのは、選定を略しただけではなくて、登録なり指定されたものの保存・維持とかも含めるという意味の「等」なのだろうと私は思っていたので、このままでも良いような気がします。

副島 そのことはそのとおりだと思ったのですが、ただ、2ページの下の部分とかの使い方だと、その意味合いは無いですね。ですから、2通りの意味が含まれていますよね。活用や保存というものを含めての指針ということならば、確かに「指定等」でよいのですが、表書きをそのようにするのであれば、2ページのようなところは「登録」、2ページの一番下は「登録・指定の文化財」とか「登録・指定・選定の」、とか、どちらかにした方が良いでしょう。

坂詰 今回の経過の説明はよくわかりました。今ご指摘になった「等」の問題も、諮問書の内容で触れていけば良いではないかと思えます。それが一点です。

それからもう一点は6ページのことですが、「指定対象文化財が数多く保存されている」と。これは指定対象『相当』という二語を入れて今後の指定物件の候補にするというように解釈してしまえば、この文章はそのまま使えると思えますので、いかがかなと思いました。

それからもう一点、最後のところでご指摘がありました、10ページの一番上のところ、「歴史と伝統のある」の次にあります「・」ですが、それは例え

ば歴史と伝統のあるまちをかぎ括弧でくくってしまい、つぎの府中市の文化財の保存と活用、これもかぎ括弧でくくってしまうというふうにすれば意味づけがはっきりするので、そのようにした方がよいのではないかな、と思いました。

以上です。

会長 最後のところは、仮に案として“伝統のあるまち「府中市」”というふうにした方が、「府中市」をなくしてしまうよりもその方が府中市が強調されると思うのですよね。

事務局 その点は田中会長とご相談のうえ、お願いできればと思います。その中で今のご意見を明記させていただく事にいたします。

会長 この二年間を振り返ると、ちょうど市制60周年以降、発掘もたくさん行われ、御殿地跡が国司館の跡だったことがわかったということがありました。熊野神社古墳もの保存活用事業もありました。そちらに追われて市の指定文化財より国の文化財の指定のほうに力を入れざるを得なかったというか、すぎてしまったというか、振り回されたということかもしれませんね。

全体的な流れはこのような形で異論は無いと思いますが、あとは個々で気がついたところがあれば、どんどん言っていただければと思います。

福嶋 諮問の内容についてなのですが、これは非常に大きな諮問の内容になりますよね。「小さな諮問」というのもあり得るのではないかと思うのですが、今後、毎回2年の任期の最初にドカンと大きな諮問が出て、それを議論していくのでしょうか。それとも、その都度この審議会で審議しなければならない小さな問題もあるのかなという素朴な疑問があるのですが、その辺りはいかがでしょうか。

確かに諮問を受けると、結構大きな諮問内容ということが大いにあるので、そうなるとそのことにずっと時間を取られるかもしれないのですが、逆に小さな、突発的なものもあるのではないかなという気もしますから、それは諮問を受けなくてもすぐやらなければならないこともあるかもしれませんし、そのあたりの絡みというのはいかがでしょう。

事務局 今考えているところでは、まず大きな諮問というのは内容とボリューム的にも、2年間の中で例えば年6回ベタにずっとそれをやり続けなければならないというところのものではなく、大枠の考え方を審議会として諮問し

て答申をいただくような、先ほどお話ししたように文化財保存活用計画のあり方で、大枠のところを議論いただいて、まとめさせていただく。ボリューム的にもこれくらいのページ数に収まるくらいのものでいいのではないかと考えております。それで、副島先生も仰っていたように、本来はそれとは別にきちんと個別の細かい各文化財の新しい登録指定等の諮問を事務局で検討し、その答申をいただくことを個別にやっていく。それを二年間の中で、そういう二段構えみたいな形が取れば、一番よいのではないかと考えています。

福嶋 突発的に審議しなければならない事項とかも出てきそうですね。

事務局 それをおざなりにするという訳では決してありません。

福嶋 わかりました。ありがとうございます。

副島 今のお話で、先ほどから2年間の任期というのをひとつのタームとしてお話が進んでいますが、大概その年度ごとにやっていくことが多いように思います。つまり、その年度で登録はいくつするとか、指定はいくつするとか、ノルマではないですが目安というのがあります。委員のほうは事情があって任期を全うできずに辞めなければならないということも出てきますから。この審議委員のメンバーが、2年間なのだから、その間に何かをやらなくちゃいけないという事よりも、年度年度で、どこもわりと機械的にやっておられるようで、大体年4回くらいのところが多い中、府中のように年6回の綿密な審議会の回数を持っているところは他にはまず無いと思うのですね。1回目のときに全体の説明のような物があって、2回目に諮問案が出てきて、3回目に審議や現地調査を行って、4回目に答申をして、答申の後に来年どうするかということをお話し合っていて、という感じで毎年やっていく。先生がおっしゃられた個別の小さな案件というよりも、私の経験では、それが審議会の中核的な仕事なのかなと思っています。

会長 文化財は急にしなければいけないというものではなくて、年度ごとに、仮に3月に答申するということになるのですか。

副島 国(文化庁)とか都道府県を見ていると、毎年毎年指定していくというのがその部局の一番の仕事の柱で、それをやらないと、存在意義がなくなってしまうみたいな部分もあって、というイメージが私にはあるので。

福嶋 私は全く違うイメージがありまして、先生が先程おっしゃったように突発的に今日こういう議題でやりたいですみたいな話が審議会に出てきてもいいと思います。それも大事なことですよね。そのようなことを経験するものですから、オフィシャルにびしっと動かすのも大事だとは思いますが、他方ではそのようなものも無ければ、実際問題動かないかなと。

会長 とりあえず今回はこの辺で終わりにして、次回の最初はこの次からの2年間の全体の流れをうまく話し合っていて決めていきたいですね。

事務局 是非、新しい任期では今の話を検討させていただきます。

会長 猿渡先生が途中退席されるので先に日程を決めましょう。

事務局 10月23日の週あたりでの開催を考えておりますがいかがでしょうか。ちなみに23日と26日につきましては、午後でお願いしたいと思います。

各委員が希望の日程を申告

会長 第1案が27日の午前中、第2案が23日午後2時ですね。

副会長 はい、わかりました。

副会長が退席

福嶋 資料の中でひとつよろしいでしょうか。参考資料のなかで気になる部分があります。文化庁、東京都、府中市が横並びの項目・内容なのかなと思っ
ているのですが、府中市の個性が出ていないですね。例えば15ページ、私が
担当する天然記念物についてですが、府中市と書いてあるのに府中市の色が
わかりません。(2)植物のところだけ見ても、例えば「ア」の畸形樹とい
うのはどういう意味なのかなとか、「ウ」の著しい植物の分布地域って何のこ
とだろうとか、(3)地質鉱物というところの中で、府中に洞穴なんてある
のかなとか思います。それから府中はむしろ土壌が非常に重要なのですよ。な
ぜ重要かということ、地質、地形、あるいは土壌学において、府中は関東ロー
ムの標識地域になっているからです。農工大の中にそれがあつたのですが、その
ような土壌に関する記載が一切無いのですよね。ですから、そのような府中
でできない個性を、もっと府中市の色を出した方がよいのではないかと前から

ずっと思っていました。それをどこで決めるものなのかわからないので、今までずっと発言しなかったのですが、これは文化財登録、指定、「選定」に関する基準ですから、府中がちゃんと個性を出して、「こういうところも指定するよ」という形の展開があったほうが良いのではないかなと思います。畸形樹というように意味合いの幅を広げておく事は、無くても将来出るかもしれないからという意味では良いと思いますが。少なくとも「著しい植物分布地域」の著しいというのは日本語として意味が通じますかね。

坂詰 私も記憶が定かではないですが、戦前の史蹟名勝天然記念物でしたか。

福嶋 私もこのあたりのところを読んだことがあります。昔の名残で府中市の指定なのになぜそこまで難しいことをしなければならないのか、府中市は府中市のプライドを持ってびしっとやった方が良いのではないかと、思っていました。もちろん国の指定とか色々なことをベースに置くことは大切だと思います。ですが、それ以外の府中市の個性があるべきだろうなというのが素朴な私の意見です。ここで審議することなのかわかりませんが。

中村 まさに先生のおっしゃったとおりで、そのような内容を審議会で審議して、必要なら具申すればいいと。具申すれば諮問するでしょう。

事務局 すみません。平成19年の9月に条例改正をしまして、その直後に審議会でご意見をいただいてこの基準を作りました。

福嶋 平成19年ということはこのとき私も委員ですよ。気がつかなかったのですかね。でもやっぱり、府中市のアイデンティティをどこで出すのか、市としてこういうことをやりますよ。無いものはいいませんよという話があったても良いのではないかと。

事務局 ぜひこれは新任期の第一回で、基準の見直しを最初に取り上げた方が良くもありませんね。

副島 府中市の文化財保護条例を最初に制定した時というのは、おそらく市町村レベルに専門の人の数が少なくて、東京都の場合だと東京都教育委員会の本当にそういうことを良く知っている方が最初の保護条例の設立準備の会議に出席して、そうすると、府中市の保護条例というよりも、東京都としては、国としてはこのようにやっていますという雛形のようなものがあり、それを

基にして制定するので、洞穴が無くても洞穴という言葉がある、ということだ
と思うのですよね。ですから今会長がおっしゃったように、数十年経って府中
ならではのものに変えていく良い機会なのかもわかりませんね。

福嶋 やはり「府中市」と書いてあるので、それらをベースにしながらも、府中
市の個性があったほうが良いかと。

副島 本当にそういう事ってあって、例えば国・都・区の文化財保護条例では、
指定をされた後に個人の方が指定の返上・解消を申し出る権利がありません。
そこで都内の区部の法務担当の方は憲法違反じゃないかとはっきり仰ったん
ですね。例えば先生が指定を受けた壺を持っていたら、先生のご子息の代まで
行くと財産の強制公開になりますから。それを次の代の方で指定を返上でき
るっていう権利が国民にはあるわけですが、それができないというのはいか
が、という話があり、それは組み入れられませんでしたけど。そういう状況
を見ていくと、大きなところが作ったものに従っていくという感じが「洞穴」に
はあるのかなと。

福嶋 めちゃくちゃにするのは良くないので使えるところは使いながら、府中
の個性というものを考えたときに、無いものは入れなくて良いのではないか
とか、付け足した方が良いのではないかということがあるのではという気が
しますね。

坂詰 府中の基準は東京都に沿っています。東京都はやっている人が決まっ
ているんですよ。東京都の場合は私がやっているときにかなり変えました。東京
都の史跡の現実に合わないのだから名称が変わっているはずですよ。ひとつ
だけ直せなかったのが遺跡に対して旧跡という言葉です。

副島 以前その旧跡を減らしていく方向のことをやりましたよね。

坂詰 それは名称を変えようと20年くらい前に提案しました。旧跡というの
は全国で東京都と埼玉県しか使っていません。これは当時の東京都の責任な
のです。

福嶋 史跡というのはわかりますけど、旧跡と言われるともう少しぼやけたイ
メージですよね。

坂詰 戦前の史蹟名勝天然記念物保護関係の雑誌等には沢山出てきます。それを稲村さんが東京都で沢山使っていたということです。

会長 この基準を改正するのは、それなりに手間がかかるよね。

中村 文審で審議すれば改正できるのでは。

事務局 基準はこの条例とは関係ないので、事務局側で改正できます。

会長 そうなのですね。それなら改正した方がいいですね。

福嶋 少なくとも「著しい植物分布」というと「著しい」の部分とつながらないので、そこがひとつと、土壌に関して、地形地質のことは絶対必要ですよ。

事務局 ぜひ先生には10年間の目でもう一度見直していただきたいと思いません。

福嶋 「著しい」はおそらく「ここにしかない」とかそういう意味だろうと思うんですよ。非常に限定されたところしかないから、という意味だろうと思うのですが。残しても良いですが著しいというのは意味がわからないだろうと思ひまして。「著しい」というのはとてつもなく多いという意味もありますよね。ですからその辺を特定した方が良いのではないかなと思います。

会長 その辺はまた次回以降にするとして、一旦元に戻しましょう。

中村 内容ではないのですが、8ページの下から2行目の、その前に熊野神社古墳の保存会と史談会のことがある、「地元市民を中心に300人ほどの会員が」云々という文章、これは保存会のことだと思うので、「古墳の保存会は」のような主語といいですか、何について書いてあるのかを示さないと、「保存会と史談会が注目される」でこの文ですと、文章として読み取りにくいと思ひます。

それからもうひとつ、これは教えていただきたいのですが、その次のページの9ページの3行目からの史談会の部分で、昭和51年の発足以来とありますが、その次の行でこれまでに市史編さん事業をはじめ云々とあります。市史編さん事業は、この下にも50年ぶりに市史編さんがとあるので、前の市史編さん事業は1960年代から70年代にかけてだったと思うので、51年に発足

ですと前の市史編さん事業には関わっていないような気がするのですが。現在進行の、の意味なのか、あるいは51年発足というのは正しいのでしょうか。

馬場 これは正しいです。むしろ市史編さんにいきなり飛ばないで、「市内の様々な調査に協力し」というように入れると良いかと。市史編さんのこの墓石云々というのは今の話ですよ。

事務局 そのように直させていただきます。

中村 ちなみに51年より前には別の形であったのですか。

坂詰 51年より前にありましたよね。

馬場 「府中市」ではないです。「府中市史談会」というのがこの時発足しました。

事務局 そのとおりです。昭和51年発足で間違いありません。

馬場：その前が武蔵野史談会でしたか。「史談会」という名前は戦前からありました。ごく少数の有志が活動されていたのですが。

中村 形を整えたのが、昭和51年だということですか。

事務局 そうですね。

中村 それでは市史編さんの部分をうまく書いていただければと思います。

副島 文章の事を指摘し始めるとキリが無いのですが、今のページの5行目の、「また、川崎平右衛門の研究を基に」というと、平右衛門が研究したみたいになってしまうので、「平右衛門に関する」にするのはどうですか。

事務局 それでは文言整理をして会長に改めてお見せいたします。

福嶋 一般に文章がどうしても長くなるという印象は、府中だけではありませんがありますよね。カンマで切ってどんどん繋げていく印象があります。ひとつの主語と述語が合うようにして、カンマで切るのをなるべく整理した方がい

いかなと感じます。あくまで一般論ですが。

会長 そういうことで、多少、いま指摘があった部分の文章を修正して、9月の末日に教育長に提出させていただきたいと思います。

条例のこの基準については、また次回以降取り組みましょう。

それでは古墳まつりの報告をお願いいたします。

事務局 それでは簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

報告事項「武蔵府中熊野神社古墳まつりについて」ご報告いたします

まず、日程になりますが、10月7日土曜日が午後5時から午後8時まで。10月8日日曜日が午前10時30分からがプレオープン、午後0時40分から午後4時までがグランドオープンとなっております。場所は、熊野神社及び古墳展示館周辺になります。主催は府中市と武蔵府中熊野神社古墳保存会となっております。内容につきましては、現在詳細を調整中ですので、今後追加・変更等あるかと思いますが、現状についてご報告させていただきます。まず、10月7日土曜日ですが、ライトアップされました古墳をバックに、箏箏奏者の高桑賢治氏らによる雅楽の演奏や、都立府中東高等学校和太鼓部によります和太鼓演奏などを無料で楽しめ、古墳コンサートを開催させていただきます。また、10月8日日曜日になりますが、古代衣装などをまとった地元の方々によります熊野神社大鳥居から古墳までを歩く古墳パレード、そして府中第五小学校音楽クラブなどによる合唱や箏箏奏者の高桑賢治氏らによる雅楽の演奏を楽しめる古墳コンサート。そのほか、くまじいアクセサリー作り、くまじいぬりえコンクール等を開催いたします。2枚目の資料が当日の流れになります。教育委員会の資料になりますが、参考までに添付させていただきました。以上で報告を終了させていただきます。

会長 ありがとうございます。

事務局 今ご説明いたしました古墳まつりの報告事項のほかに、お手元の方に生涯学習フェスティバルのチラシと市民芸術文化祭のオープニングフェスティバルのチラシをお配りさせていただきまして、生涯学習フェスティバルにつきましては来月の9日、10日の土日に開催されるものですが、10日開催の特別公演のところで福嶋先生のご講演がありますので、こちら是非ご覧いただければということで、本日ご案内させていただきました。

お手元のチラシの説明は以上です。

会長 熊野神社の話ですが、年間何人くらい見学者がいるのでしょうか。

事務局 見学者は多い年ですと1万1千人弱ぐらい、少ない年ですと8千人という年もありますが、平均して1万人程度に来館していただいています。

会長 それは市の施設としては胸を張れる範囲ですか。

事務局 そうですね。まず上円下方墳の古墳が府中市にある、ということでこれはかなり府中市の財産だと思います。

会長 あとは全部公園として整備されれば駐車場とかもできますし、また良くなると思います。まだ西側は整備中ですよね。

事務局 ただいま整備途中です。今年は実施設計を行っており、予算をお認めいただければ来年度以降工事に入らせていただきます。

会長 住居の立ち退きはもう終わっていますか。

事務局 いえ、残り一軒がまだでして、残り一軒を除いた部分を来年度、予算をお認めいただければ工事をさせていただき、残り一軒の方が立ち退かれたら第2期工事という形で全体的に史跡公園として整備する予定でございます。ただ、残り一軒の立ち退きがいつになるかという目処は立っておりません。

会長 整備についてもかなり色々な意見を言いましたよね。それらをきちんと記録に残して、答申したらいいのではないかと。なんとなく答申と予算とが結びついてくるのではないかと思うのですよね。

福嶋 ここが一番提案できる場所ですよ。

会長 指針も大事ですが、指針はあまり予算に結びついていかないと思うので、うまく考えましょう。

本日はどうもありがとうございました。